

○高松市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成21年5月28日規則第42号

改正

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成27年6月1日規則第52号

平成28年4月1日規則第20号

平成29年4月1日規則第32号

高松市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請書に添えるべき図書等)

**第2条** 省令第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受けた場合 住宅性能評価書の写し
- (2) 法第6条第2項の審査を受けるよう申し出た長期優良住宅建築等計画（住宅の建築に係る部分に限る。以下この条及び次条において同じ。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものである場合 同条第7項の適合判定通知書又はその写し
- (3) 長期優良住宅建築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を要するものである場合 同条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し

2 省令第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、前項第1号の場合において、各階床伏図、小屋伏図及び各種計算書とする。

3 敷地（敷地の一部を含む。）が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設の区域内に存する場合は、配置図に都市計画施設の区域を明示しなければならない。

(計画の通知)

**第3条** 市長は、法第6条第3項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)に規定する長期優良住宅建築等計画の通知を行うときは、計画通知書(様式第1号)に建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書を添えて建築主事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

**第4条** 法第5条第1項から第3項まで、第8条第1項(法第9条第1項の規定による場合を含む。)又は第10条の規定により申請を行った者は、当該申請に係る省令第6条、第9条又は第13条の通知書の交付を受ける前に当該申請を取り下げるときは、あらかじめ申請取下届出書(様式第2号)により市長に届け出なければならない。

(認定しない旨の通知等)

**第5条** 市長は、法第6条第1項の認定又は法第8条第2項において準用する法第6条第1項の変更の認定をしないときは、認定をしない旨の通知書(様式第3号)に省令第2条第1項若しくは第8条の申請書の副本及びその添付図書又は省令第11条の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

2 市長は、法第10条の承認をしないときは、承認をしない旨の通知書(様式第4号)に省令第12条の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(報告の徴収)

**第6条** 認定計画実施者は、当該認定に係る住宅の建築が完了したときは、認定長期優良住宅の建築の状況について、建築工事完了報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、法第12条の規定による報告をしなければならない。

(1) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し(同法第6条第1項の確認の申請書を提出した場合に限る。)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合を除き、法第12条の規定による報告は、状況報告書(様式第6号)により行わなければならない。

3 共同住宅等の2以上の住宅に係る前2項の規定による報告を同時に行う場合において、当該報告の際添付する書類が同一であるときは、当該2以上の住宅の建築工事完了報告書又は状況報告書及び一の添付書類により行うことができる。

(計画に基づく住宅の建築又は維持保全の取りやめ)

**第7条** 法第14条第1項第2号の申出は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維

持保全を取りやめる旨の申出書（様式第7号）により行うものとする。

（計画の認定の取消し）

**第8条** 法第14条第2項の規定による通知は、認定取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

（委任）

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この規則は、平成21年6月4日から施行する。

**附 則**（平成27年6月1日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年4月1日規則第20号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年4月1日規則第32号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

高 第 号  
年 月 日

建築主事 殿

高松市長

計 画 通 知 書

年 月 日付けで申請者 により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により、長期優良住宅建築等計画（住宅の建築に係る部分に限る。）が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出があったので、同条第3項の規定により通知します。

申出者氏名		
申請建築物の所在地		
申請建築物の名称		
工事の種別		
建築物	主要用途	
	構造・階数	造・地上 階、地下 階
	延べ面積	m <sup>2</sup>

（宛先）高松市長

届出者 住所  
 氏名 ㊟  
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

申請取下届出書

次のとおり高松市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第4条の規定により申請を取り下げたいので届け出ます。

申請の種類		認定申請	変更認定申請	承認申請
申請年月日		年 月 日		
申請に係る住宅の位置				
建築物	建て方	一戸建ての住宅 共同住宅等		
	構造・階数	造・地上 階、地下 階		
	認定申請対象住戸数	戸（一戸建ての住宅の場合は、記入不要）		
申請取下げ理由				
備考				
連絡先	住所		法人名	
	氏名		電話番号	

注

- 1 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができます。
- 2 「申請の種類」欄及び「建て方」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「申請取下げ理由」欄は、できるだけ具体的に記入してください。
- 4 共同住宅等の場合は、備考欄に届出に係る住戸が特定できるよう記入してください。

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

認定をしない旨の通知書

次のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の認定をしないこととしたので、高松市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条第1項の規定により通知します。

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定に係る住宅の構造
- 6 認定をしない理由

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

承認をしない旨の通知書

次のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の承認をしないこととしたので、高松市長長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条第2項の規定により通知します。

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 承認をしない理由

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（表）

年 月 日

（宛先）高松市長

報告者 住所

氏名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所在

地及び名称及び代表者の氏名）

建築工事完了報告書

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により報告を求められた認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので、高松市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条第1項の規定により次のとおり報告します。

裏面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名 ㊟

認定年月日・認定番号	年 月 日 第 号			
建築工事完了日	年 月 日			
認定に係る住宅の位置				
備考				
連絡先	住所		法人名	
	氏名		電話番号	

注

- 1 報告者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。
- 2 共同住宅等の場合は、備考欄に報告に係る住戸が特定できるよう記入してください。
- 3 工事監理者が建築士である場合は、「工事監理者氏名」欄に資格及び登録番号を併せて記載してください。

(裏)

工事監理の状況

確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の種類、品質、形状及び寸法					
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等					
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ					
構造耐力上主要な部分の防錆、防 <sup>さび</sup> 腐及び防 <sup>あり</sup> 蟻措置及び状況					
開口部に設ける建具の種類及び大きさ					
断熱材の種類、品質、形状及び寸法					
点検口の位置及び大きさ					
備 考					

年 月 日

（宛先）高松市長

報告者 住所

氏名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所在

地及び名称及び代表者の氏名）

状況報告書

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により報告を求められた認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の（建築・維持保全）の状況について、高松市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条第2項の規定により次のとおり報告します。

認定年月日・認定番号		年 月 日 第 号		
認定に係る住宅の位置				
備考				
連絡先	住所		法人名	
	氏名		電話番号	

注

- 1 報告者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。
- 2 共同住宅等の場合は、備考欄に報告に係る住戸が特定できるよう記入してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

申出者 住所

氏名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所在

地並ひに名称及び代表者の氏名）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

次のとおり認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定により申し出ます。

認定年月日・認定番号	年 月 日 第 号			
認定に係る住宅の位置				
備考				
連絡先	住所		法人名	
	氏名		電話番号	

注

- 1 申出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。
- 2 共同住宅等の場合は、備考欄に報告に係る住戸が特定できるよう記入してください。

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

認定取消通知書

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により認定を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

1 認定年月日・認定番号

年 月 日 第 号

2 認定を取り消した理由

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。